

東京都北区における 学校適正配置への取り組みについて

平成20年7月29日

東京都北区教育改革担当部教育改革担当課・適正配置担当

東京都北区の概要



○面積

20.59 km²

○世帯数

165,689世帯

○人口

317,949人

[年少] 30,588人 (9.6%)

[生産] 211,613人 (66.6%)

[老齡] 75,748人 (23.8%)

○区立小学校

38校 413学級 11,687人

○区立中学校

14校 126学級 4,308人

※平成20年4月現在

※児童・生徒、学級数は普通学級のみ

東京都北区の人口推移と予測

(単位:人)

	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産人口 (15～64歳)	老齢人口 (65歳～)
平成5年 (1993年)	340, 512	42, 157 (12. 4%)	249, 187 (73. 2%)	49, 168 (14. 4%)
平成20年 (2008年)	317, 949	30, 588 (9. 6%)	211, 613 (66. 6%)	75, 748 (23. 8%)
平成35年 (2023年)	286, 623	27, 913 (9. 7%)	179, 436 (62. 6%)	79, 274 (27. 7%)

※平成5年は1月1日、平成20年は4月1日現在。住民基本台帳人口

※(%)は構成比

東京都北区立学校適正規模等審議会について

- 東京都北区立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、東京都北区教育委員会の附属機関として、平成4年9月29日に条例により設置
 - 所掌事務としては、①区立学校の適正規模に関すること ②区立学校の適正配置に関すること
 - 審議会は全体で24人以内。構成としては、
 - ①学識経験者 4人以内
 - ②区議会議員 7人以内
 - ③区内関係団体代表 7人以内
 - ④区立学校教職員 4人以内
 - ⑤区に勤務する職員 2人以内
- ※ ほかに専門の事項を調査するための専門調査員を置くことが出来る。
- 学識経験者の委員をもって構成する部会を設置。

東京都北区におけるこれまでの学校適正配置の流れ①

第一次答申
(平成6年2月)

諮問事項

東京都北区立小中学校の適正規模及び適正配置について

○適正規模について(中間答申) → 後述

○適正配置について(最終答申)

①登下校の安全確保、適正通学距離の確保、小中学校の連携

②町会・自治会等の地域社会のまとまりを重視した学校配置

③人口動態を含む都市環境の変化を踏まえた学校配置

→ 以上に基づき、各地区(7地区)ごとに総合的に検討

【小学校】 ○ 5地区6校の統合について検討が必要

○ 地域開発動向にあわせた通学区域改正について検討が必要

【中学校】 均衡のとれた学校配置について引き続き検討を加える

東京都北区におけるこれまでの学校適正配置の流れ②

第二次答申 (平成14年11月)	諮問事項	①区全体の区立小中学校の適正配置とその実現に向けた具体的な対応及び適正配置実施にあたっての基本ルールのあり方 ②学校と地域の新しいきずなづくりに関する方策
---------------------	------	--

1 適正配置の基本的考え方と区内のブロック化

適正配置の検討単位として、中学校については「現在の中学校の通学区域を基にした7ブロック」、小学校については「連合自治会の区域を基にした8ブロック」を設定。

2 適正配置の実施についての基本的考え方

(1) 着手のルール

①学校ファミリーに着手。②中学校を優先する適正配置

(2) 話し合いのルール

①ブロック単位の協議機関の設置。②統合校は原則として新校。③条例または規則でルールを制定。

3 北区学校ファミリーの構想

小学校と中学校の通学区域の重なりを利用して学校ネットワークを構築する構想。一つひとつの学校の通学区域よりも広いエリアを考え、これからの時代に即応した教育の体制を構築。

北区立小中学校における適正規模等に関する考え方

第一次答申中間まとめ(平成5年5月)

小学校における適正規模

(1学年2~3学級) × 6学年

中学校における適正規模

(1学年3~5学級) × 3学年

小学校における当面存続規模

(1学年25人) × 6学年
ただし20人を下回る学年が
複数存在しないこと

中学校における当面存続規模

(1学年2学級) × 3学年

第二次最終答申(平成14年11月)

小学校の適正配置をあわせて検討する(めやす)

連続する2学年においてそれぞれ10名を下回る児童数になった場合

東京都北区においてこれまで実施した学校適正配置①

第一次
(H7年4月)

- ◇神谷小、神谷第二小→神谷小
- ◇王子第三小、北ノ台小→王子第三小

第二次
(H14年4月)

- ◇第二岩淵小、岩淵小、志茂小
→なでしこ小、岩淵小
- ◇桐ヶ丘小、桐ヶ丘北小→桐ヶ丘郷小
- ◇豊島西小、豊島東小→としま若葉小
- ◇袋小、北園小→袋小

第三次
(H17年4月)

- ◇王子小、桜田小→王子小
- ◇王子中、桜田中→王子桜中
- ◇赤羽台東小→(閉校)

第四次
(H18年4月)

- ◇北中、赤羽台中→桐ヶ丘中

第五次
(H19年4月)

- ◇豊島中、清至中、豊島北中→明桜中

東京都北区においてこれまで実施した学校適正配置②

第六次
(H20年4月)

- ◇十条中、富士見中→十条富士見中
- ◇田端中、新町中→田端中

第七次
(H21年4月予定)

- ◇紅葉中、滝野川中→(仮)滝野川紅葉中
- ◇赤羽中、岩淵中、神谷中
→赤羽中・岩淵中統合校、(仮)神谷中

※平成21年4月の第七次適正配置をもって、中学校の適正配置は一応終了。

※これまでの適正配置により、小学校は46校が38校に、中学校は20校が12校になる。(平成21年4月時点)

※平成19年3月より「適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方について」を諮問事項として東京都北区立学校適正規模等審議会を再開。

学校適正配置に関わる第二次答申以降の経緯

平成14年11月

北区立学校適正規模等審議会第二次答申

平成15年8月～
平成17年3月

北区教育環境整備協議会
(7地区8ブロック)

平成17年12月

北区学校適正配置計画(案)
(赤羽東、王子西、豊島・堀船、滝野川西、滝野川南)

平成18年1月～
平成19年3月

学校適正配置計画(案) 各地区検討会

検討会終了後

〇〇中・△△中統合推進委員会

統合年次

統合新校開校

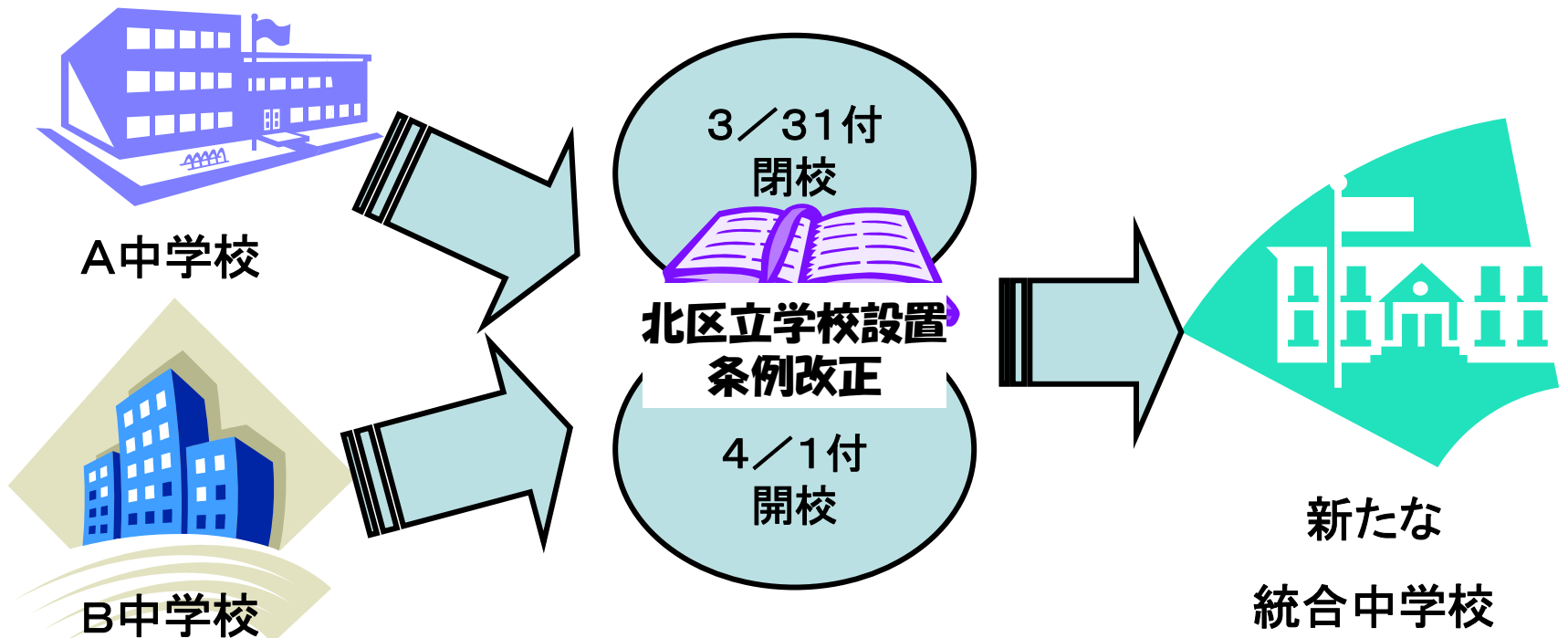
存置校

統合後順次

統合新校 学校改築着手

学校の統合とは

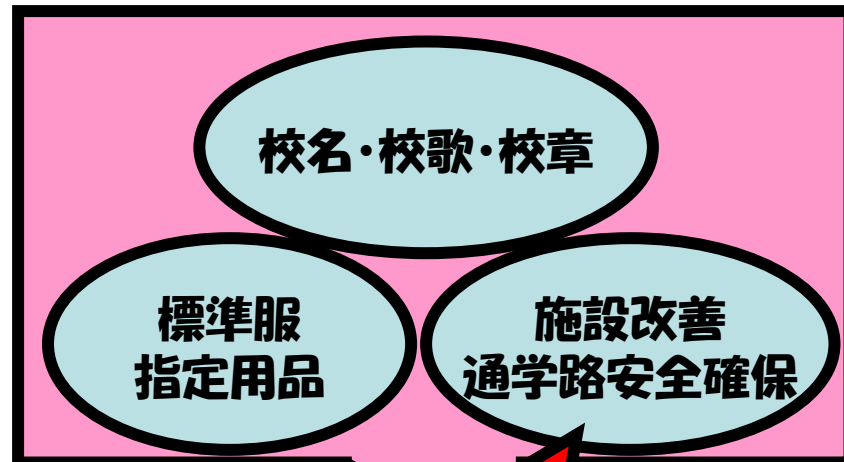
それぞれの学校が閉校し、新しい学校を開校すること



※ 統合は検討会の結論に則って進める。

統合推進委員会の役割

統合に向けて検討が必要な主な項目



象徴的項目

**この部分を統合推進委員会
(全体会・部会)で議論!**

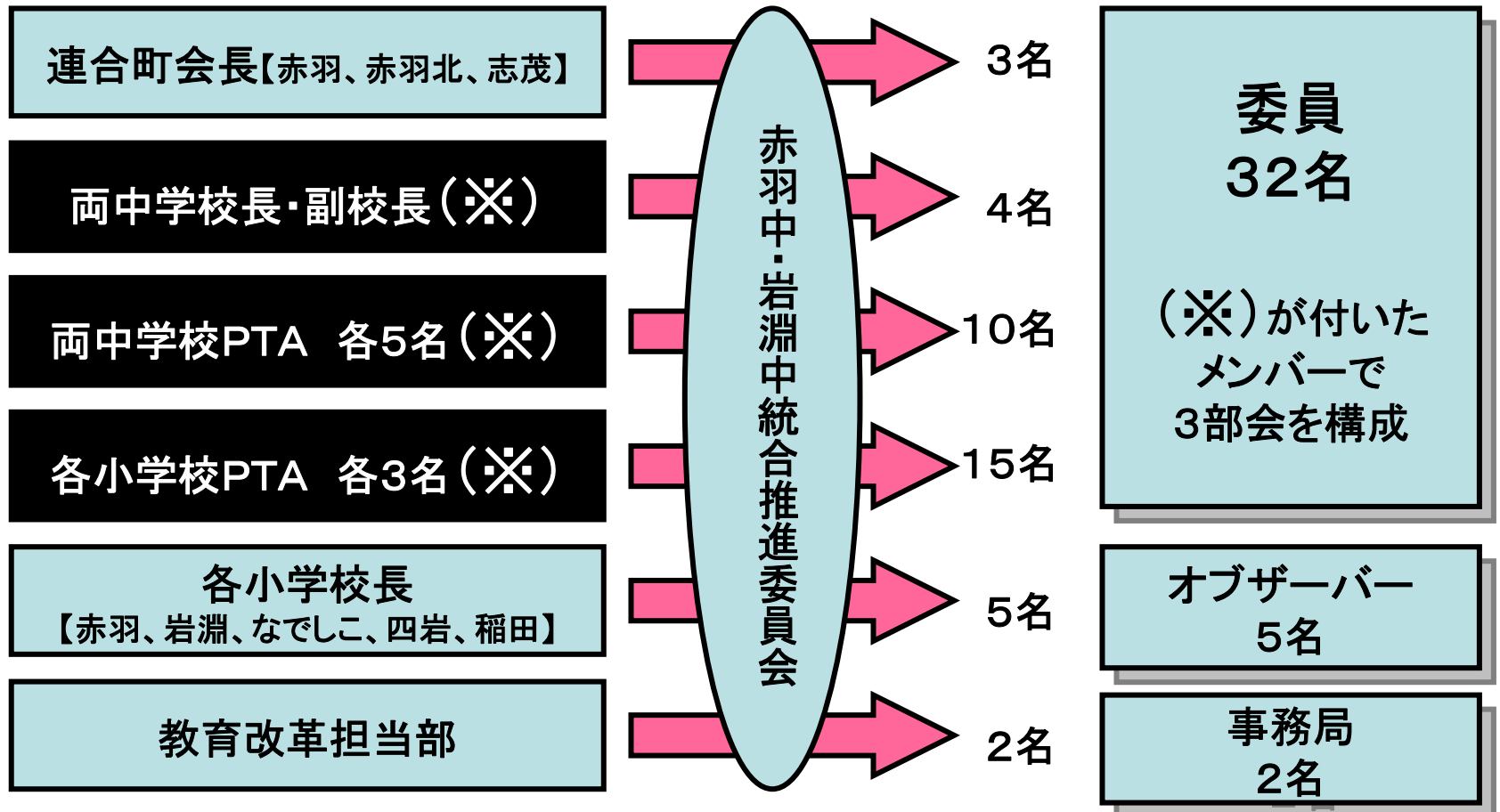


教育内容・実務的項目

**統合推進委員会とは別に
両校の校長を中心とした教員で検討**

統合推進委員会の構成(赤羽中・岩淵中の場合)

準備会(2回実施)における協議結果に基づき構成。委員は32名。オブザーバーは5名(各小学校長)。



統合推進委員会と部会

統合推進委員会

全体方針の決定(2~3回開催)

部会(具体的な内容を検討)

校名等検討部会

校名・校章・校歌の検討

標準服等検討部会

標準服・指定用品等の検討

学校施設等検討部会

施設の改善、通学路の安全確保等

※通常、部会長は中学校長が務める。

(参考) 東京都北区立学校適正配置における統合のルールに関する要綱

平成15年7月8日
15北教教第3号
教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区立学校適正規模等審議会第二次答申に基づく東京都北区立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の適正配置(以下「適正配置」という。)を進めるに当たり、統合のルール(以下「ルール」という。)を定めることを目的とする。

(ルール)

第2条 ルールは、次のとおりとする。

- 一 統合は、学校の規模(校舎及び校庭の面積、児童又は生徒の数等をいう。)及び設置時からの経過年数(以下「校歴」という。)にかかわらず、対等統合とすること。
- 二 統合校は、新校とすること。
- 三 新校の校名、校歌及び校章は新たに定め、校歴は新校設置の時から起算すること。

(関係者における合意の尊重)

第3条 適正配置に係る関係校の児童又は生徒の保護者等において前条第三号と異なる合意がなされた場合には、同号の規定にかかわらず、当該合意を尊重するものとする。

付 則

この要綱は、平成15年7月8日から実施する。

赤羽中・岩淵中

統合推進委員会

準備号(平成20年4月発行)

だより

〈事務局〉
教育委員会事務局
教育改革担当課

(電話) 3908-9271
(FAX) 3906-8755
(E-mail)

k_kaikaku@city.kita.lg.jp

統合推進委員会がスタートします！

平成21年4月の赤羽中学校・岩淵中学校の統合に向けて、「赤羽中・岩淵中統合推進委員会」がスタートします。

◆第1回 赤羽中・岩淵中統合推進委員会（全体会）

日時 平成20年5月8日（木） 午後7時

場所 赤羽会館 小ホール（4階）
（赤羽南 1-13-1）



今回、新たに設置する統合推進委員会では、平成19年3月にまとまりました「赤羽東地区学校適正配置計画」のうち、平成21年4月、赤羽中学校、岩淵中学校の統合に関する項目を検討します。委員会は、関係中学校PTA各5名、関係小学校PTA各3名、関係中学校長、副校長、関係連合町会長3名の計32名（関係小学校長5名はオブザーバー）で構成され、検討項目に応じて部会を設置する予定です。

【赤羽東地区学校適正配置計画（平成19年3月）】

- 1 対象校 赤羽中学校、岩淵中学校、神谷中学校
- 2 赤羽東地区適正配置計画
 - (1) 赤羽中、岩淵中、神谷中の3校を閉校し、平成21年4月に新たに2校を再配置する。
 - (2) 新たな2校は、現在の岩淵中と神谷中の位置に配置する。この際、1校は現在の赤羽中と岩淵中の学区域を統合して配置し、もう1校は現在の神谷中の学区域を変更せずに配置する。

統合推進委員会・部会は公開です

メンバー以外の方も傍聴が可能です。当日会場へお越しください。

- ・発言等はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・会場の収容人数を超えた場合にはお断りすることもあります。

《今後の開催予定》

委員会及び部会の開催予定は北区ホームページに掲載します。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/>

（トップページ＞今月のスケジュール＞「ジャンル」の「審議会・会議」を検索）

